

令和8年度 多久市中小企業等 省エネ設備導入支援事業

市内中小企業等の省エネ設備の導入を支援し、
光熱費負担の軽減及び事業継続を図ります！

省エネ設備の導入にかかる費用の

最大 **20万円** 補助

補助率 **2/3**

(5万円以上20万円以下)



ご注意ください

- すでに契約・発注・支払などを行っているものは、補助対象外です。
- この補助金は中小企業者向けです。家庭の省エネ家電買い替え支援ではありません。

スケジュール

令和8年

申請期間

8月17日(月)

申請は1事業者
1回限り

～9月30日(水)

令和9年

実績報告期限

1月15日(木)

※予算の範囲内で実施します。
※申請期間終了後、予算超過の場合は
抽選により採択・不採択を決定します。



補助対象者の主な要件

- ✓ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業主含む。)ただし、一次産業(農業、林業及び漁業)を営む者を除く
- ✓ 収益事業を行う一社、一財、NPO法人
- ✓ 中小企業基本法上の「みなし大企業」でないこと
- ✓ 市内に事業所(本店・支店又は営業所)があり、これらに準ずるものを有し、現に事業を営んでいること
- ✓ 市税等の滞納がないこと
- ✓ 暴力団に該当しないこと
- ✓ 国・県・市等の他の補助金を、同一の設備導入で受けていないこと



補助対象設備の要件(共通)

- ✓ 新品であること(中古品・リサイクル品・自作・改造品は対象外)
- ✓ 市内の事業所内に設置するもので、自宅で事業を実施している場合は、生活スペースと事業スペースが明確に区別されていること
- ✓ 補助対象者が自ら所有すること(リース契約によるものを除く)
- ✓ 現に使用している設備の更新又は新たな設備の導入であり、単なる修理又は部品交換に該当しないものであること
- ✓ 市内事業者から購入すること(市内取扱事業者がいない場合は申立書提出)
- ✓ 補助対象者本人又は補助対象者の関係会社以外の第三者から購入すること

補助対象設備の要件(性能)※いずれか

【省エネ機器】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の規定により定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークが緑色)のもの。



「省エネ型製品情報サイト」で
対象製品をチェック！
(経済産業省資源エネルギー庁)

【指定ユーティリティ設備】

経済産業省資源エネルギー庁が実施する省エネルギー投資促進支援事業費補助金等において、経済産業省が指定する団体(SII)が当該事業のホームページにおいて対象設備として型番を公表しているもの。

R6事業

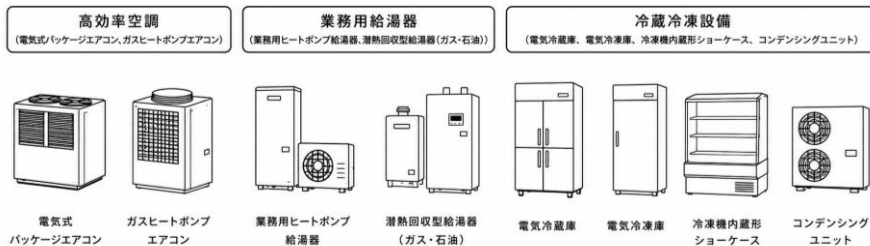


R7事業



「SII対象設備検索システム」
補助対象設備を検索できます
(経済産業省資源エネルギー庁)

<一例>



補助対象経費

【対象経費】

- 補助対象設備の購入費
- 設置及び工事に要する経費

【対象外経費(例)】

- ×消費税及び地方消費税
- ×中古品・リサイクル品・自作品の購入費
- ×送料・振込手数料
- ×保守・維持管理費
- ×既存設備の修理・部品交換・撤去・処分、リサイクル料又は廃棄に要する経費(取り外し工事費含む。)

補助金の額

補助対象経費 × **2/3**

(1,000円未満切り捨て)

5万円以上20万円以下

申請から交付までの流れ

計画・見積

申請・審査

(抽選)・交付決定

設備の導入・設置

実績報告

補助金の交付

【申請書類等の提出先、申請手続き等に係る問い合わせ先】 多久市商工会 TEL 0952-74-2144

【上記以外の本補助事業にかかる問い合わせ先】 多久市商工観光課 TEL 0952-75-2117